

全国知事会道州制特別委員会平成 20 年度検討事項について

1 道州制特別委員会での平成 19 年度の取組総括

19 年度の親委員会では、国と地方の役割分担を中心に議論を進め、アンケート調査も実施したが、役割分担の仕分けをする上でのいわば「メルクマール」「指標」的なものをまとめるに留まり、それぞれが担うべき具体的な行政分野を明示するまでには至っていない。

また、議論の対象はあくまで国と地方の役割分担のあり方のみで、道州と基礎自治体の役割分担のあり方の議論には入っていない。

組織・自治権 P T においては、首長・議会議員の選出方法と、条例制定権（自治立法権）の拡充・強化について議論を進めたが、やはり道州と基礎自治体との関係についての当委員会の基本的なスタンスが固まっていないため、道州条例と基礎自治体の条例との関係については取りまとめに至っていない。また、同様に道州の組織・機構のあり方についても論点整理に着手するに留まっている。

税財政 P T においては、メンバー都府県の意向も踏まえて座長県においてかなり詳細なシミュレーションが行われたが、仮置き的前提条件を基に行われたシミュレーションその他の検討内容を P T の検討状況報告とすることに P T 内でも異論が多く、報告書としてまとめることはできていない。

2 道州制議論を取り巻く現況

道州制ビジョン懇談会

3 月 24 日に中間報告をまとめ、増田大臣に提出。 (参考資料 1)

自由民主党道州制推進本部

道州制推進本部総会において、「道州制に関する第 3 次中間報告に向けて（たたき台）」が提示され、検討中。 (参考資料 2)

日本経済団体連合会

本年秋に取りまとめる予定の「道州制導入に向けた第2次提言」に先立ち、3月18日に「中間とりまとめ」を発表。 (参考資料3)

北海道

道州制特区推進法に基づく提案を昨年12月19日及び本年3月31日に実施。 (参考資料4)

地方分権改革推進委員会

5月下旬又は6月上旬には、個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し等について一次勧告として発表、夏にかけて、国の出先機関の見直しについての中間報告、年末には、法制的な仕組み、個別の行政分野・事務事業、国の出先機関のそれぞれの見直しについて二次勧告として発表の予定。

第29次地方制度調査会

諮問事項の一つである「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」として、基礎自治体のあり方、基礎自治体における住民自治の充実、大都市制度のあり方の3点を中心に専門小委員会で検討中。

3 19年度総括及び道州制議論等の現況を踏まえた20年度の検討課題

道州と基礎自治体との関係について

税財政制度——特に財政調整のあり方について

<背景>

19年度に取り組んだ国と地方の役割分担については、更に深掘りが必要ではあるが、国と地方という大括りの関係の検討だけでなく、

- ・道州と基礎自治体の役割分担のあり方
- ・道州条例と基礎自治体の条例との関係
- ・道州内の基礎自治体間の財政調整のあり方

など、道州制の下における道州と基礎自治体との関係についての検討が不可欠である。

また、道州制ビジョン懇談会の中間報告では、道州制における税財政制度に関して同懇談会に専門委員会(税財政等検討委員会)が設けられることとなっており、この委員会では、道州制の下での財政調整のあり方や国の資産や債務の取扱い等について1年を目途に具体的な検討が行われることとなっている。

この委員会の議論に全国知事会の意向を適切に反映していくためにも、まずは、垂直的な調整、水平的な調整それぞれに考えられるメリット・デメリットを整理した上で、道州間のみならず基礎自治体間の税源偏在を是正するための財政調整システムのあり方について、どこまで平等を求める（どこまで財源を保障する）べきなのか、誰が（どのレベルが）調整のイニシアチブを取るのかといった点を含め、徹底的な議論が必要である。

4 検討のスケジュールについて

20年度の当委員会の検討スケジュールは概ね次のような案が考えられる。

